困りごと・悩みごと相談

Consultation

12月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみてはいかがですか。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日　月曜日～金曜日
時間　９：00～12：00
　　13：00～16：00
会場　市民相談センター
問市民相談センター　☎㉓0088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。
期日　月曜日～金曜日
時間　９：00～12：00
　　13：00～16：00
会場　市民相談センター
問市民相談センター　☎㉓0088

法律相談（先着８人）

多重債務や債務整理、離婚などの法律解釈や手続きなどに関する相談を無料で受け付けます。
弁護士、行政相談委員、人権擁護委員が１回30分で対応します。
※同案件については２回までとさせていただきます。

期日　①12月２日水・②16日水
時間　10：00～12：00
　　13：00～15：00
会場　市民相談センター
予約　市内在住者のみ事前予約可
　①11月19日木～12月１日火
　②12月３日木～12月15日火
　※いずれも９：00から受付開始

問市民相談センター　☎㉓0088

心配ごと相談

相続や遺産分割・家庭問題・金銭貸借などの紛争解決に、司法書士が対応します。事前予約が必要です。
期日　12月９日水・23日水
時間　９：00～11：30
会場　市民相談センター
問市民相談センター　☎㉓0088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日　月曜日～金曜日
時間　９：00～17：00
問ライフサポートセンターしずおか中部事務所　☎054(273)3715

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせの上、お気軽にご相談ください。

期日　12月18日金
時間　13：30～16：00
会場　さざんか
問地域包括支援センターオリーブ　☎㉒8822

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。
期日　12月16日水
時間　13：30～15：30
会場　市民相談センター
問東海税理士会島田支部　☎0547㊲6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

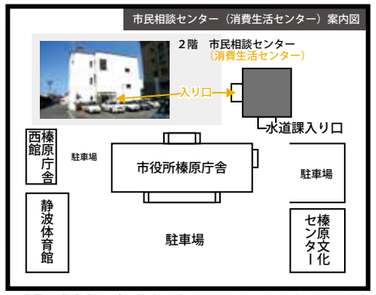
期日　12月２日水・16日水
時間　10：00～12：00
会場　市民相談センター
問市民相談センター　☎㉓0088

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。
期日　月曜日～金曜日
　　＊祝日を除く。
時間　９：00～17：00
　　(水曜日は19時まで)
会場　さざんか
問長寿介護課　☎㉓0076

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員が一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。
期日　月曜日～金曜日
時間　９：15～16：00
会場　さざんか
問家庭児童相談室　☎㉓0086



＊職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

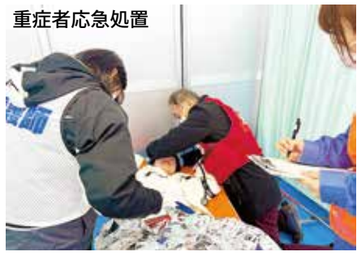
あなたもボランティアとして活躍しませんか
もしもの災害時、あなたを守る救護所

問い合わせ　健康推進課　岡村　☎㉓0028

救護所運営訓練

市では、大規模災害の発生に備え、迅速な救護活動が行えるよう、関係機関と連携した救護所運営訓練を毎年12月に実施しています。
昨年度は、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、地域住民、中学生など総勢123人が訓練に参加し、実際に救護所の設営や応急処置を行いました。訓練を通じて得られた課題を検証し、市の医療救護体制の強化を図っていきます。
［訓練内容］▶トリアージ訓練（傷病者の状況に応じて、治療や搬送の優先度を決定）▶治療、処置、処方訓練
▶中学生による担架を使用した重症者などの搬送訓練▶医療救護本部（市役所内）と救護所の伝達訓練


軽症者トリアージ


重症者応急処置


患者搬送訓練

市の救護所

市には、10カ所の指定救護所があります。救護所はそれぞれ、第一次救護所と第二次救護所に分かれ、災害の規模や被害状況、医療ニーズなどに応じて、指定された救護所の中から最適な場所を選定し開設します。
［第一次救護所］▶榛原総合運動公園「ぐりんぱる」　▶相良総合グラウンド
［第二次救護所］▶総合健康福祉センター「さざんか」▶相良保健センター　など

本番に備えて事前研修

市では、いざという時に円滑に救護所運営ができるよう、医師や歯科医師、薬剤師などが参加し、年に数回研修をしています。
［令和７年度の研修内容］
▶医療講話「熊本地震から救護所運営を学ぶ」（講師：熊本県嘉島町　医療関係者）
▶台風15号に関する救護班の対応報告会
▶本番を想定した情報伝達訓練
▶搬送法、三角巾や包帯を使用した固定法


三角巾を使用した固定法


情報伝達訓練

救護所で活躍をしてくれる災害医療協力ボランティアを募集しています

対象（市外在住者も含む）
①看護師・准看護師、助産師、保健師、船舶に乗り込む衛生管理者の資格をお持ちの人
②薬局で事務職として勤務している人

登録方法
申込フォームから申し込む。
※FAX、メールからの申し込みも可能です。市ホームページに掲載してある登録票に必要事項を記入の上、提出してください。

◀申込フォーム
◀市ホームページ

その他
・登録したことにより、必ず協力しなければならないということではありません。
・「災害救助法」が適用された場合、実際の災害時にご協力いただいた時間分の賃金が支払われます。